

# 令和8年度二戸市賃上げ支援事業費補助金 **【賃上げ補助金】**

**交付額 従業員1人当たり4万円**

**補助金上限 1事業所当たり200万円  
(50人分)**

市内事業者が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、賃上げを実施する事業者に対し、補助金を交付します。

## ○支援事業者

- ・中小企業者の範囲で事業を営む者  
(公益法人等、協同組合等、普通法人を含む)
- ・製造業を営む者
- ・個人事業主
- ・中小企業者又は個人事業主を主たる構成員とする団体

## ○交付要件

### ①賃上げの対象時期

令和7年10月1日から令和8年9月30日

### ②賃上げ対象従業員

市内事業所に勤務し、週所定労働時間20時間以上である者

### ③賃上げ額

- ・対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して1時間当たり80円以上引き上げていること。
- ・1月以上、引上げ後の賃金支給実績があること。
- ・引上げ後1年間、引上げ後の賃金水準以上の賃金を継続して支払うこと。

## ○申請期限

**令和8年12月28日(月)**

※ただし、予算に達し次第、申請期限前に終了となります。

## **【問合せ・申請】**

**二戸市役所 商工観光流通課 TEL 0195-43-3213**

※ 申請様式は二戸市のホームページからダウンロードできます。